運営会議たより

6月/2021年/NO.46

発行■特定非営利活動法人鎌倉市市民活動センター運営会議（認定法人）［鎌倉市市民活動センター指定管理者］
TEL0467-60-4555 FAX0467-61-3928 ■E-mail:npo@chive.ocn.ne.jp ■http:// npo-kama.sakura.ne.jp/uk/

特集：「第22回　通常総会報告」

市民活動の明日を創ろう
セルフチェックによる組織課題の見える化と組織のリデザイン事業のための「17」のチェックポイントとは？

「17」という数字を聞いて皆さんは、何を思い浮かべるでしょうか？　俳句？　川柳？　それともSDGs（エスディージーズ）＝持続可能な17の開発目標ですか？　でも、ここで紹介したいのは、「セルフチェックによる組織課題の見える化と組織のリデザイン事業のための17のチェックポイント」についてです。

この事業は、「17」のチェックポイントを用いて団体の組織運営を振り返り、組織課題を可視化し、課題の改善を通して組織基盤を強化することが目的です。市民活動団体のいわば「健康診断」であり、「17」のチェックポイントは、その「検査項目」と言えると思います。藤沢市民活動推進機構と一般財団法人非営利組織評価センターが共同開発したもので、その実施には私たち鎌倉市市民活動センター運営会議も参加しています。

では、「17」のチェックポイントとは何でしょうか？　大きく3つのカテゴリーに分類されます。(1)［ミッション］団体の想い、組織の目的、目指す組織の姿と今の活動・取組みの視点(2)［組織の資源組織］活動の基盤（人材）、資金、事業、情報）と今の活動・取組みの視点(3)［ガバナンス］組織活動における基本的な管理体制の視点、です。理事やスタッフ、メンバーという立場、活動経験年数等でグループ化し、それぞれの項目を点数で評価をしてもらいます。「17」の視点の詳細と、評価結果の図表化例は、3ページをご覧ください。

「うちの団体は、組織として何の問題もない」「みんな楽しく活動しているので、大きなお世話だ」と言った声が聞こえてきます。でも、本当にそうでしょうか？　「新しいメンバーが集まらない」「高齢化で組織の存続が危うい」「活動の幅を広げたいが、資金不足」「組織運営に関心のないメンバーが多く、停滞感がある」等々・・・。

ここでちょっと立ち止まって、「17」のチェックポイントにより組織を見直してみませんか？　浮上した課題の解決が、より足腰の強い、メンバー・市民からも頼られる団体となる契機になるのではないでしょうか？　私たち鎌倉市市民活動センター運営会議は、そのお手伝いをさせていただきます。

（理事　志倉知也）

■*鎌倉市市民活動センター運営会議（以下、運営会議）は、市民活動団体支援を目的とするNPO中間支援組織です*

■*運営会議は、鎌倉市NPOセンター（鎌倉・大船）2館の指定管理者です*

■*鎌倉における市民活動の活性化と自立を支援し、共に豊かな地域社会をめざします*

第22回通常総会が書面表決で開催しました

去る5月22日、第22回通常総会が開催されました。昨年に続き書面評決の総会としました。

総会終了後ただちに（午後3時から）総会報告会がＺＯＯＭで開催されました。

以下その報告会の様子の概要をお知らせいたします。

総会および報告会の役員

司会：大津理津子（事務局次長）

議長（書面評決開票立会人）：高橋一夫

議事録署名人：小山俊一、水谷紀明

書記：西畑直樹（事務局長）

大会の成立確認

令和3年4月1日現在正会員総数97名　正会員の過半数49名

出席者数　委任状出席者32名

議決権行使書出席者40名

計72名

開会のあいさつ

「書面表決に至った経緯」

理事長　石川勝己

ご承知のとおり東京都と埼玉県・千葉県に緊急事態宣言が発せられていて、神奈川県は蔓延防止重点措置が適用されております。

こういう状況下で定時総会を開催すれば、ご出席くださる会員の皆様にかえって多大なご迷惑をお掛けすることになりかねません。

理事会において慎重に検討した結果、残念ではございますが昨年に引き続き今年も書面評決の総会とせざるを得ないという結論に達しました。

会員の皆様にはこの点につきましてご理解とご了承をお願い申し上げる次第です。

なお総会は書面評決で行いましたが、その結果のご報告は速やかに行いたいと考えまして、このような形で報告会を開催させていただいた次第です。

また、会員の方から、そもそもこのような書面評決の総会は定款上問題はないのか、というご指摘がありました。定款はコロナ禍を想定しておりません。

書面評決による総会は超法規的な取り扱いといわざるを得ません。このような超法規的な取り扱いは本来好ましいことではありません。

安易に行われるようなことは絶対に防止しなければなりません。

ですから大至急定款を変更して、どういう場合に書面評決の総会が許されるのかを明らかにしたいと思います。来年度の総会で提案したいと思います。以上、報告会の冒頭にあたり、一言説明させていただきました。

評決結果

■第1号議案（令和2年度事業報告）賛成72、反対0、

賛成過半数で可決

■第2号議案（令和2年度決算報告・監査報告）賛成72、反対0、

賛成過半数で可決

■第3号議案（令和3年度事業計画案）　賛成72、反対0、

賛成過半数で可決

■第4号議案　令和3年度活動予算案は72 賛成、反対0、

賛成過半数で可決

■第5号議案　定款変更の件は

賛成60、反対6、

賛成4分の3以上で可決

閉会のあいさつ

理事長　石川勝己

多くの会員の皆様から議決権行使書や委任状をさっそくご提出いただき、書面評決の総会を開催することができました。開催に際し、会員の方から貴重なご質問をいただいております。

すなわち、認定特定非営利活動法人であるのに寄附金（令和3年度予算10万円）があまりにも少ない、このような状況になってしまうのは何故なのか、という質問です。2点にわたって回答いたします。

まず第1に、令和2年度の実績においては、特別定額給付金が支給された6月の、市民の方からの5万円のご寄付、2月のあいおい損保株式会社並びにその社員の皆

様からの35万円のご寄付、これらを含め、いただいた寄附金の合計は五十一万八千円強となっています。

令和３年度の予算については、やや慎重に寄付金収入を10万円とさせていただきました。

第２に、認定特定非営利活動法人の性格についてです。認定ＮＰＯ法人に寄付をしますと寄付者については税制上の恩典が与えられます。ただし「認定」格を得たからと言って、黙っていても寄附金が集まるというものではありません。積極的に寄付を求めるという活動をしないと寄附金は集まりません。

積極的に寄付を求める活動について２つ申しあげます。

運営会議と利用登録団体の「いきいきライフ年金・相続相談室」の共催で「相続セミナー」を年間数回開催します。そのセミナーで、認定ＮＰＯ法人に相続財産を寄付した場合の税制上の恩典について説明することとしています。また令和３年度の自主事業業務計画において寄附金の確保をはじめ運営会議の財政基盤の強化を図ることとしております。

以上をもってご質問に対する回答とさせていただきます。

これをもちまして、本日の報告会を全て終了させていただきます。ご視聴ありがとうございました。

（1ページからの続き）

17の視点は次の通りです。

1．設立時の活動の想い（組織の目的）は文書になっている。そして、それは一緒に活動している人たちに理解されている。

2．組織の活動目的は、社会や地域を何とかしたいという想いや、今までにない新しい取り組みが込められている。

3．組織のルール（規約、会則、定款等）は文書になっている。また活動に関わる人たちも知っている。

4．役員（理事、運営委員、監事）の役割や決め方を決めている。

5．活動の計画書・報告書は毎年作成している。

6．活動の予算書・決算書は毎年作成している。

7．組織において、新たなボランティア、スタッフなどを受け入れる体制（人材育成担当スタッフの存在や受け入れ説明会の開催など）はできている。

8．必要な資金の調達を行う工夫をしている。

9．今の活動は、設立時に建てた何とかしたいという課題の解決に向かっている。

10．自団体の活動に役立ちそうな社会情勢の変化を追いかけている。

11．活動に関わる人たちの満足を得るための工夫をしている。

12．広く社会に向け、働きかけや団体情報等の情報を発信している。

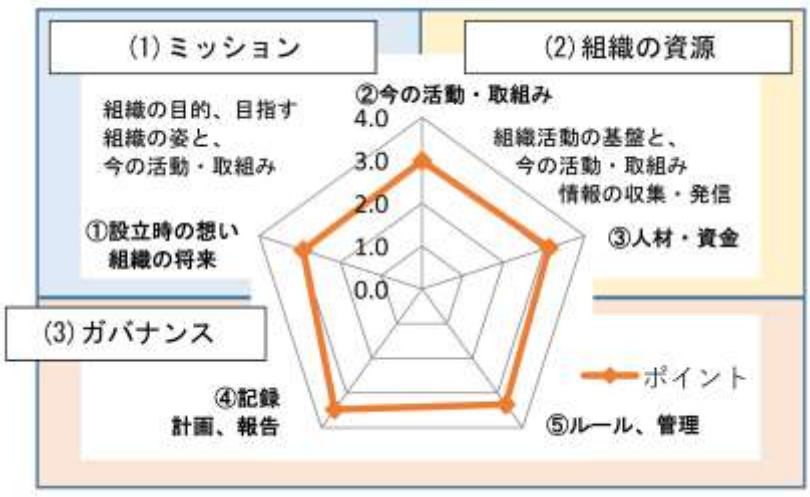
13．会議（総会、役員会、理事会、運営委員会等）の記録（議事録等）を作成して保管している。

14．個人情報は適正に管理（取得目的の明示等）している。

15．現金・通帳・帳簿類、印鑑などの管理についてのルール（複数人による管理等）は文書になっている。

16．組織の活動規模や予算規模、活動エリアなど、将来に向けた組織のイメージがある。

17．これからの組織をどうしていきたいか、活動している人たちと話し合う機会を持っている。



「鎌倉を美しくする会」
―高田晶子さんの寄稿を読んで―

１９８８年から会を始められた高田さん。当初は、地域の清掃活動でした。

様子が変わったのは２０００年過ぎてから。町のシャッターなどへの塗料を使った落書きが大変な速さで広まったのです。対抗するため市、県、警察、企業と連携し、多くの市民を巻き込んで活動された様子が、記事からは伝わります。しかしピーク時はお年６００件あった落書きも昨年度３００件を切るようになると、ベンチの保守などの活動はあるものの、出動回数は静かに減少していきます。

センターで活動帰りの彼女を毎日のように見かける私たちとしては、活動の成果として誇らしいような、でも少し寂しいような。「高田さん、いつもありがとうございます。美化活動をつづけながら、これからはどうぞ後進も育ててくださいね。」と心の中で祈るような気持ちです。私たちができる紹介やマッチングで少しでも支え、環境を大切にする人、美化に関わる人たちが増加すると良いなあ、と心から思い、今回、特別に寄稿して頂きました。

町を美しくしたいという思いで続けた一つのＮＰＯの動き。何らかの形で次の世代に引き継ぎたい。油断すれば増える落書き、ゴミ箱からあふれるごみ、海岸に打ち寄せられるプラスチック。鎌倉の美化という活動はいままでもこれからも休止するわけにはいきません。どうぞ皆さんのお力をこれからもお貸しください。

副理事長　入江　麻理子



役員の立候補資格要件について
―役員選挙規定を改めます―

現行の役員選挙規定では、役員（理事・監事）の立候補資格要件は「４月１日現在個人正会員であること」とされています。かつては一定年月以上の会員歴要件（例えば一年以上）が設けられていたことを考えますと、かなり弾力化されたと思われます。

ただし　会員になって直後の人でも立候補できますので、立候補した人の、人物・市民活動経験等について、会員として判断ができないという事態もありえます。

このような短所を是正するために、役員に立候補するにあたっては、４月１日現在在籍一年以上の会員３名以上の推薦を得ること、といたします。

推薦人を介して立候補者の人柄等を推し量ることも可能になります。

会　員　募　集

運営会議は会員によって支えられています。入会随時です。

〈会費〉
正 会 員
　個人正会員　2,000 円
　団体正会員　3,000 円
賛助会員
　個人 1,000 円、２口以上
　団体 1,000 円、３口以上
正会員数　　83 名
団体正会員数　　13 団体
賛助会員数　　17 名
賛助団体数　176 団体
（６月１日現在）

鎌倉市市民活動センター運営会議は「認定 NPO 法人」格を取得しています
“あなたのご寄附が、鎌倉の街を元気にします”
ご寄附いただいた場合、「寄附金控除」制度が適用され、確定申告で税金の還付が受けられます
お問い合わせはＮＰＯセンターまで！！

ごみを拾い、落書き消して四半世紀
―きれいなまちが気持ちいい―

鎌倉を美しくする会　代表　髙田　晶子

次の世代に自分たちの実績と活動のノウハウを伝えたい、そんな思いの一端をまとめていただきました。活動のノウハウは遠慮なくお尋ねください。

■会発足の経緯

１９８８年当時の観光客数は年間、２２００万人という途方もない数、それに伴う散乱ごみ、公衆トイレ問題は深刻でした。

海、まちなか、ハイキングコース史跡等魅力的な観光スポットが身近に点在する市内は人で溢れかえっていました。これに対し観光ごみ対策として金網かごが観光ルートに設置されていたものの、平日収集だけで、土日祝日はごみが溢れ、惨憺たる有様、国内有数の観光地というにはあまりにもお寒い風景でした。

■「町中探検ごみとトイレの写真展」

１９９０年知っているようで知らない市内公衆トイレと、世界の街角ごみ箱に焦点を当て、鎌倉駅東口前の現鎌倉生涯学習センター地下ホールで写真展を開催し、ごみのポイ捨て防止啓発活動は多くの共感を得ました。



1995年頃の金網かごとごみ
土日祝日の鎌倉駅西口
ごみの中心に金網かごがある
（観光客のﾒｲﾝｽﾄﾘｰﾄ）



落書き防止条例で
古都の景観守ろう
鎌倉市民、市に案提出

古都・鎌倉の美化活動を進めている市民団体「キープ鎌倉クリーン推進会議」（高田晶子代表）は１日、罰則付きの落書き防止条例案をまとめ、市に提出した。
道路や公園など公共の場所や、他人が所有、管理する建物などに承諾を得ないで文字や図形、模様を書くことを「落書き」と定義。ほかの自治体の例も参考に５万円以下の罰金や原状復元命令などの規定を盛り込んだ。
同会議によると、市内の落書きはここ数年、増加しつつあり、同会議は昨年６月から、消す作業を続けている。昨年９月の調査では、ＪＲ鎌倉駅前から由比ガ浜海岸までの若宮大路沿いの建物の壁や看板などに68カ所の落書きを見つけ、消したという。
高田さんは「落書きは鎌倉の景観を損ない、放置すれば犯罪を誘発するとも言われる。落書き防止は文化財の保護にもつながるのでは」と話す。
市が設置している「まち美化推進協議会」が同様の条例案の検討を進めており、今回提出された案も参考に12月定例市議会での成立を目指す。



「滞在者」の責務も明示
鎌倉の散乱ごみストップ
市民の力で条例化
平年2月
2000.10.4 神奈川新聞

■なぜ条例が必要なの？　①窓口が新設されます　②条例を実行するための行動計画を立てます
③実施ﾌﾟﾗﾝをつくります　④実行を高めるための予算が付きます　⑤終了後検証します

■2009年度～2020年度　地区別落書き件数（貼り紙含む）

資料1

	鎌倉	腰越	深沢	大船	玉縄	合計
2009年度(H21)	262	113	9	95	21	500
2010年度(H22)	270	74	13	38	22	417
2011年度(H23)	215	259	12	165	28	679
2012年度(H24)	227	182	23	140	30	602
2013年度(H25)	227	71	16	105	13	432
2014年度(H26)	477	32	30	53	1	593
2015年度(H27)	485	23	41	41	37	627
2016年度(H28)	469	88	6	72	11	646
2017年度(H29)	234	80	15	42	17	388
2018年度(H30)	226	81	41	33	0	381
2019年度(令和1)	167	32	1	80	2	282
2020年度(令和2)	143	11	22	100	11	287
地区別合計	3402	1046	229	964	193	5834
%	58.8	18.7	3.8	15.6	3.3	100

資料作成　鎌倉を美しくする会

■二つの環境美化条例が制定された

★クリーンかまくら条例
平成13年（2001年）10月施行

★落書き防止条例
平成16年（2004年）12月施行

●まち美化を推進するための拠り所
- 街中はみんなの家の庭続き
- まちはみんなの共有財産
- 誰もが参加できるまち美化活動

●協働ーパートナーが必要とされる時代になった

■市民団体 自立 自主 責任	■対等な立場 ■考え方・認識の一致 ■目的の共有	■行政 市民との相互理解

●協働ー地域のニーズにあった新たな事業の展開
よりよいまちづくり

ー条例を実効あるものにー

■落書きゼロの維持には書かれたら直ぐ消す体制を

✦2002年～市内がアッという間に落書きだらけ

✦2003年～手探りの活動開始 平塚をみがく会 関西ペイント アサヒペンの支援を得る

✦2004年7月落書き防止条例制定を提言 05年4月施行

✦2006年12月行動計画策定の陳情 07年実現

✦2009年4月～市との協働事業スタート 落書き記録開始 情報を市・県・警察と共有

■エンドレス犯罪に果敢な取組

落書きゼロを維持する為に、通年のパトロールと消去活動、記録に日夜時間を割いています。落書きは早期発見・早期消去がモットーです。

2005年からスタートした鎌倉市との協働事業から落書き消去活動を数値化した結果、その成果が把握しやすくなりました。また活動推進はサポーターからの情報提供に負う処も大で、ボランティア参加のあり方の良い事例と言えます。

■落書きゼロの活動記録概要

2009年度から2020年度まで年間400件から600件を推移の落書き件数は2019年度初めて282件に、2020年度も287件と200件台に減少しました。

落書き件数には大きな落書きから挙程の貼り紙もあり、鋭い目が必要です。

落書き件数は＜鎌倉地区＞＜腰越地区＞＜大船地区＞に当初集中していましたが鎌倉・腰越地区が減ったため、現在では半減になりました。鎌倉観光のメッカ腰越海岸と七里ヶ浜周辺の落書きが減ったことは喜ばしいことです。

落書き件数は半減したとは言え、手を抜くとたちまち増加の可能性大です。

落書きを許さぬ意識向上と活動が必要です。参加の広がりを期待します。

落書きを見つけたらどこに連絡すればいいの？ 鎌倉市役所環境保全課です 電話:0467-23-3000へ
落書きは犯罪です しない！ させない！ 許さない！

■2020（令和2）年度 落書き・貼り紙発見処理一覧表

資料2	落書き形態		貼り紙形態		月合計	処理有無	
	タグ	絵	手書き	印刷		処理済	未処理
4月	10	0	1	7	18	18	0
5月	17	0	2	27	46	46	0
6月	2	0	5	5	12	12	0
7月	4	0	4	4	12	12	0
8月	4	0	1	1	6	6	0
9月	3	0	9	11	23	23	0
10月	2	0	5	7	14	14	0
11月	4	0	11	2	17	17	0
12月	11	0	1	5	17	17	0
1月	23	0	13	33	69	69	0
2月	2	0	3	12	17	17	0
3月	16	0	1	19	36	36	0
累計	98	0	56	133	287	287	0
合計	98		189		資料作成:鎌倉を美しくする会		
総合計	287						